

## 第5章 計画の推進体制

### 1 計画の周知及び利用促進

多くの関係者の協力によって推進していく本計画は、市民や関係者との連携が極めて重要になります。そのため、市は、市民及び関係各機関との連携を図るためにも計画の周知が必要であり、広報等の活用のほかに、自治会や民生委員・児童委員等に対して計画推進に向けた取組について説明を行うなど積極的な情報提供を行っていきます。

また、各分野の福祉計画ではきめ細かなサービスの展開に取り組んでいるため、福祉サービスの利用促進も図ります。さらに、福祉活動へ多くの人々が参加できるよう、本計画の周知と各分野の活動の情報提供を積極的に展開していきます。

### 2 関係機関等との連携

#### (1) 市民等との協働

市民が住み慣れた地域で、共に暮らしていくためには、地域の問題に関心を持ち、地域の担い手として、行動できる仕組みづくりが必要です。

自らが、地域福祉活動に主体的に参加できるよう、意識の高揚と人材育成を推進し、地域住民と行政が相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていける基盤づくりを進めます。

#### (2) 東松山市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域住民の幅広い福祉関係者の参加により、時代の変化と地域住民に対応した福祉サービスや福祉活動に取り組み、地域福祉の推進役としての中心的な役割を果たしています。また、地域住民、関係団体、行政との調整役としての機能も求められています。

市は、福祉コミュニティと地域福祉の推進に向けて各種事業の支援及び連携強化を進めるとともに、東松山市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合を図ります。

#### (3) 関係機関との連携

地域福祉の推進に向け、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPOなど、地域で活動する団体をはじめ、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所などと相互に連携・協力を図っていきます。商工会や観光協会をはじめとする地域づくりや地域の活性化等に取り組む組織や団体についても、地域福祉に関する理解と協力が得られるように、啓発活動を推進します。

(4) 庁内の関係部署との連携・情報共有

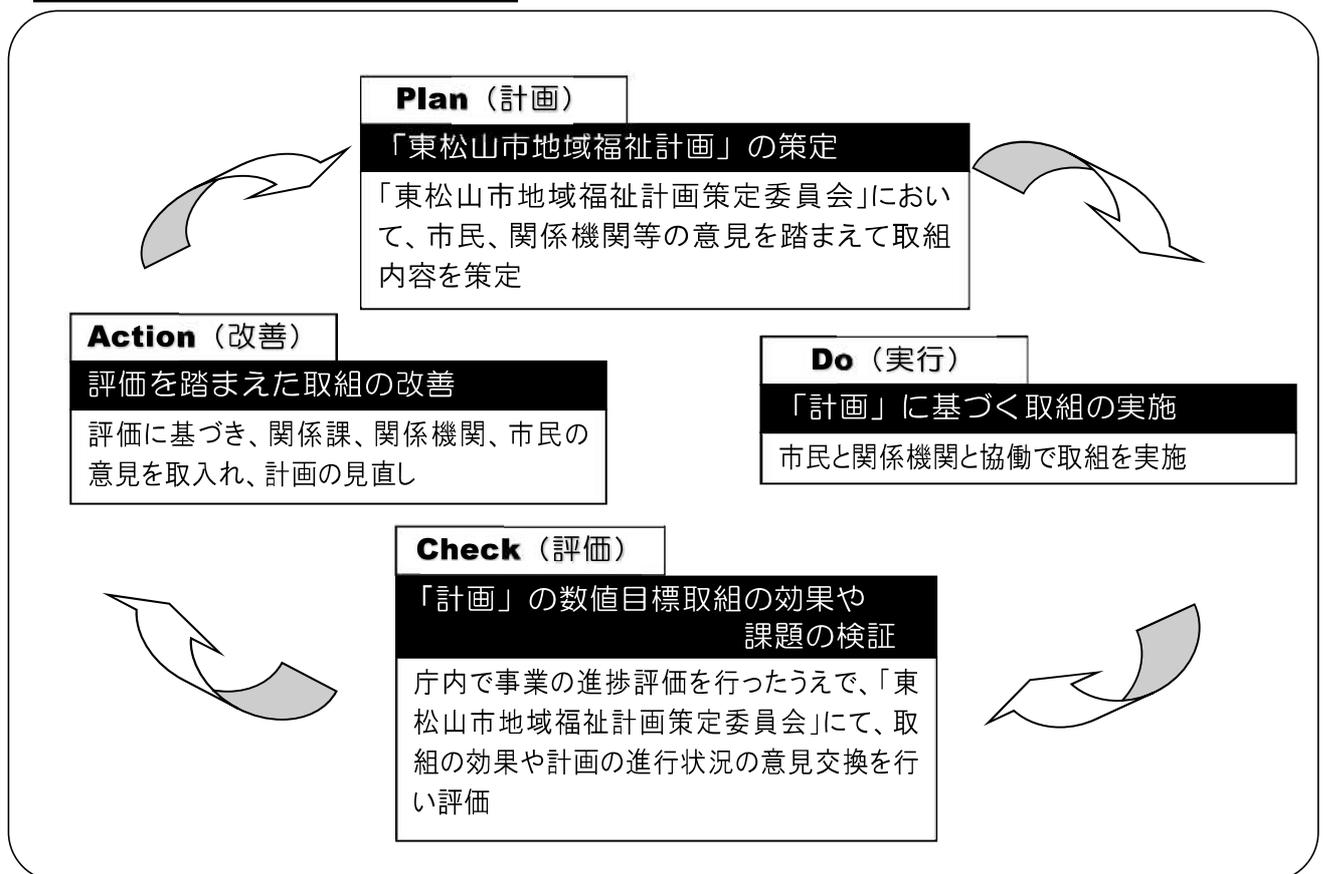
福祉ニーズの多様化、複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、制度・分野ごとの「縦割り」という関係を超えて、庁内の関係部署との横のつながりをより一層強化します。

また、関係部署が同じ方向に向かって施策・事業を推進していくためにも、計画を周知し、各種連携・情報共有を図るとともに、福祉分野との連携・協力のほか、福祉分野以外においても連携し、地域福祉の推進を図ります。

### 3 計画の実施状況の点検・評価

第二次地域福祉計画は、東松山市地域福祉計画策定委員会において関係課所や関係団体による進捗状況の確認により、評価・点検を年1回行い、効率的な計画の推進を図ります。また、計画の進捗状況はホームページ等で公表します。

#### PDCA<sup>※</sup>サイクルのイメージ図



※「PDCA サイクル」とは、Plan/Do/Check/Action の頭文字を取ったもので、計画 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 見直し (Action) の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことをいいます。